こどもがこどもらしく暮らせるように

ヤングケアラーについて知っていますか

●問い合わせ先　こども家庭課　女性・こども家庭班（ヴィーブル内）　☎０９６－２４８－１１９９

ヤングケアラーとは、『家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行なっていると認められるこども・若者』のことです。

“過度に”とは、こどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強など）や自立に向けて必要な時間（勉強・就職準備など）を奪われたり、ケアに伴う身体面やこころへの負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合のことです。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守り・声かけ・気づかいなどの情緒的ケアをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



障がいや病気のある家族に代わり、家計を支えるために働いている。



精神疾患やアルコール・薬物・ギャンブルなどの問題を抱える家族の情緒的ケアや周囲との調整などを行なっている。



がん・難病のほか慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典：こども家庭庁

どのような影響があるの

こどもの年齢などにあった家族のケア、お手伝いは、こどもの思いやりや責任感などを育みます。しかし、ヤングケアラーは、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人との他愛のない時間、これらの『こどもとしての時間』と引きかえに家事や家族のお世話をすることで、年齢に見合わない責任や負担を負い、こどもの心身や将来などにさまざまな影響が出てしまうことがあります。

ヤングケアラーに関する相談窓口

学校の先生やスクールソーシャルワーカーなどの人たちのほかにも、相談できるところがあります。相談内容は、秘密を守りますので、安心してご相談ください。

●市のヤングケアラーに関する相談窓口

相談時間　月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）　午前８時30分～午後５時15分

連 絡 先　こども家庭課　女性・こども家庭班（総合センター「ヴィーブル」１階）

☎０９６－２４８－１１９９

●県ヤングケアラー相談支援センター

相談時間　月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）　午前８時30分～午後５時

連 絡 先　**☎０９６－３８４－１０００**

忘れずに確認しましょう

土地・家屋の使用状況などを変更したときはお知らせを

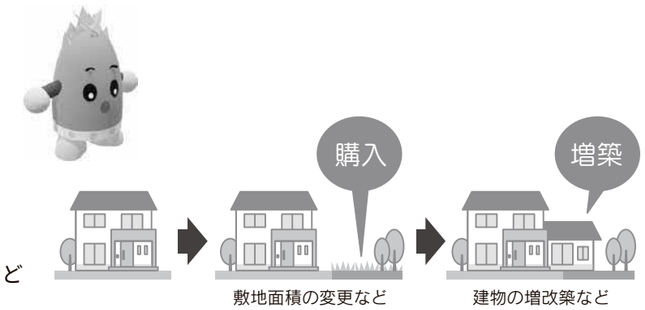
●問い合わせ先　税務課　固定資産税班　☎０９６－２４８－１１１４

▲市ホームページ

令和８年中に家屋の増築や解体、隣接した土地を購入したなど住宅用地の使用状況が変わったときは、手続きが必要な場合があります。税務課固定資産税班まで連絡してください。

▶連絡が必要な場合

・建物の用途を変更した
　（例）事務所→居宅
・住宅用地の用途を変更した
　（例）敷地の一部を貸駐車場にした
・住居戸数に変更が生じた
　（例）敷地内に新たな住宅を建築した
・住宅用地の敷地面積に変更が生じた
　（例）隣地取得により敷地を拡張した
・建物を増改築した
・建物の一部または全部を取り壊した　　など



※固定資産税について詳しくは市ホームページをご確認ください

お気軽にご相談ください

成年後見制度に関する相談会

●問い合わせ先　高齢者支援課　包括支援センター班
☎０９６－２４２－１１２６

成年後見制度とは、認知症や障がいなどによって判断能力が十分でない人が、財産管理や施設の入所契約などを自分で行なうことが難しい場合に、本人が不利益を受けないよう支援し保護する制度です。成年後見制度に関する疑問や心配、悩みなどの相談に司法書士が応じます。

▶相談例
・成年後見制度の内容や制度の利用方法を知りたい
・自分が認知症になった時が心配
・相続や遺言について知りたい
・認知症や障がいのある家族のことが心配　など

▶とき
12月９日（水）午前中
令和９年１月13日（水）午前中
※予約制です。事前申し込みが必要

▶ところ　市役所１階相談室

▶申込方法　電話

12月は御代志市民センターに開設します

スマホ相談窓口

▲市ホームページ

●問い合わせ先
企画課　デジタル化推進班　☎０９６－２４８－１９７７

相談は、専門の相談員が対応します。気軽にお越しください。端末の購入・料金プラン・パスワード・金銭に関する相談はお受けできません。

▶とき
12月の毎週木曜日
午前９時～正午、午後１時～４時
※１人当たり30分程度

▶ところ　御代志市民センター １階ロビー

▶参加費　無料

▶持ってくるもの
・スマートフォン（お持ちでない人には体験用スマホを貸し出し）
・マイナポータルについて相談したい人は、マイナンバーカードとマイナンバーカードの暗証番号など

▶相談方法
直接窓口にお越しください（事前予約不要）
※混雑状況により待ち時間が発生する場合あり